

災害発生時における復興支援に関する協定書

平成30年6月14日

秋 田 県

秋田県土地家屋調査士会

公益社団法人秋田県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

災害発生時における復興支援に関する協定書

秋田県（以下「甲」という。）、秋田県土地家屋調査士会（以下「乙」という。）及び公益社団法人秋田県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「丙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合における、甲及び秋田県内市町村が実施する災害対応について、乙及び丙の組織的な支援活動の実施により、迅速かつ的確に災害復興を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、秋田県内に災害が発生した場合において、甲が、乙及び丙に対し、支援協力を求めるに当たって、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定めるものをいう。

（支援協力の内容）

第3条 甲が乙及び丙に要請する支援内容は、次のとおりとする。

- 一 不動産登記及び境界問題等の相談業務
- 二 市町村が実施する住家の被害認定調査業務
- 三 前各号に定めるもののほか、特に必要な支援

（協力要請の方法）

第4条 甲は、前条の支援が必要と認めるとき又は秋田県内市町村から前条の支援が必要として甲に対して依頼を受けたときは、書面により、乙及び丙に対して支援協力を要請するものとする。ただし、書面による要請が困難な場合や緊急を要する場合は、電話等の通信手段又は口頭により要請し、その後速やかに書面を乙及び丙に交付するものとする。

（協力）

第5条 乙及び丙は、甲から要請を受けたときは、速やかに乙の会員、丙の社員を動員することとし、書面により甲に協力体制を報告するものとする。ただし、書面による報告が困難な場合や緊急を要する場合は、電話等の通信手段又は口頭により報告し、その後速やかに書面を甲に交付するものとする。

- 2 甲は前項の報告を受けたときは、速やかに当該市町村に通知するものとする。
- 3 乙及び丙は甲の要請に基づき業務に従事した場合、その活動内容について、活動終

了後速やかに書面により甲に報告し、甲は速やかに前項の報告を当該市町村に通知するものとする。

(経費の負担)

第6条 第3条に定める支援協力の実施に要する経費に関しては、次の各号のとおりとする。

一 第3条各号に掲げる業務を実施するための乙の会員及び丙の社員の派遣に要する経費は、甲の負担とする。

二 第3条各号に掲げる業務を実施するに当たり会場の使用料が生じる場合は、甲の負担とする。

2 経費の負担について、前項によりがたいときは、甲、乙及び丙が協議して定める。

(労務補償)

第7条 この協定に基づく支援活動に従事した者が、本活動を起因として負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、当該従事者の所属する乙又は丙の責任において行うものとする。

(研修会への参加)

第8条 乙及び丙は、甲の開催する家屋被害認定調査に関する知識、技術の習得を目的として開催する研修会に、乙の会員及び丙の社員を積極的に参加させるよう配慮するものとする。

(協力要請等の窓口)

第9条 乙及び丙は、お互いに調整し、第4条の協力要請を受け、第5条第1項及び第3項の協力体制報告及び活動終了報告を行う窓口を一本化するものとする。

(連絡担当者の設置)

第10条 甲、乙及び丙は、あらかじめ支援活動に関する連絡担当者を定め、必要な情報を相互に連絡するものとする。

(実施細目)

第11条 この協定の実施に必要な事項は、甲、乙及び丙が協議の上、別に定める。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項について疑義が生じたときは、甲、乙及び丙は誠意をもって協議して定めるものとする。

(適用)

第13条 この協定は締結の日から適用することとし、有効期限は協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の30日前までに、甲、乙又は丙のいずれからこの協定を解除又は改訂する意思表示がないときは、更に1年間有効期限を更新するものとする。

この協定を締結するため、本協定書3通を作成し、甲、乙及び丙署名の上、各自1通を保有する。

平成30年6月14日

甲 秋田市山王四丁目1番1号
秋田県総務部危機管理監

出口 廣 晴

(立会人)

秋田県総務部総合防災課長

土 田 元

乙 秋田市山王六丁目1番1号 山王ビル2階
秋田県土地家屋調査士会会長

古 川 克 巳

丙 秋田市山王六丁目1番1号 山王ビル2階
公益社団法人秋田県公共嘱託登記土地家屋調査士協会理事長

小 笠 壽 郎
